

## 長和町新型コロナウイルス感染症対策備品購入補助金支給要領

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、今もなお経済活動が戻らず深刻な状況が続くなか、町内で事業を実施している法人及び個人事業者に対し、売上減に関係なく新型コロナウイルス感染症対策に伴う備品購入資金の補助金を支給します。

### 2 給付対象者

次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業継続給付金（第2弾）及び宿泊業事業者給付金を申請していないこと。
- (2) 町内で事業を営んでいるもの。
- (3) コロナウイルス感染症対策備品として4月以降に購入していること。
- (4) 補助金の支給後も事業活動を継続する意志があること。
- (5) 原則として、令和2年1月31日までの町税を滞納していないこと。
- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が長和町暴力団排除条例（平成25年12月25日条例第39号）に規定する。暴力団等に関与していないこと。

### 3 補助対象品目

国の小規模事業者持続化補助金「感染予防対策のための取組み」の補助対象経費に準じるものとする。

### 4 補助金額

令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策備品等として購入した額の1/2を支給する。

ただし、上限額は100,000円とする。（千円未満切り捨てとする。）

### 5 補助金支給回数

1事業者につき1回限りとする。

### 6 申請期間

令和2年9月1日（火）から10月30日（金）まで

### 7 申請書類

- (1) 申請書兼請求書
- (2) 購入した備品の領収書の写し及び明細書のコピー
- (3) 購入した備品がわかるカタログ
- (4) 通帳の写し
- (5) 本人確認書類の写し

添付書類の詳細につきましては、申請書兼請求書をご覧ください。

## 8 申請方法

申請窓口は長和町商工会となります。申請する際は必ず商工会へ予約して下さい。  
長和町商工会（電話 68-2651） 予約受付時間：平日の午前9時から午後5時

## 9 補助金の支給

次の表のとおりとします。

申請受付	支給日
9月 1日（火）～9月11日（金）	9月18日（金）
9月14日（月）～9月30日（水）	10月 6日（火）
10月 1日（木）～10月15日（木）	10月22日（木）
10月16日（金）～10月30日（金）	11月 6日（金）

申請書兼請求書の審査を行い交付決定後「交付決定及び振込通知書」を送付します。

補助事業の効率化を図るため、振込先口座の記入について

- ・八十二銀行 丸子支店
- ・信州うえだ農協 よだくぼ南部支所
- ・上田信用金庫 よだくぼ支店
- ・長野県信用組合 丸子支店

をご指定ください。

※上記金融機関や支店が指定できない場合はご相談ください。

## 10 問合せ

長和町商工会 電話 0268-68-2651

長和町産業振興課商工観光係 電話 0268-75-2047（直）